

(別表1)「モニターとしてお守りいただく事項」

1. 「モニター心得」として次のことをお守りください。

- ① 資格の除外事項に該当した場合や、承諾書の内容に異動があった場合は、速やかに届け出ること。
- ② 自己のID及びこれに対応するパスワードを、他のモニター又は第三者に通知しないこと。
- ③ 他のモニターのID及びこれに対応するパスワードを使用しないこと。
- ④ 上記②③に違反したことにより、他のモニター又は第三者との間で紛争が生じた場合には、自己の責任と費用をもって処理解決すること。
- ⑤ 他のモニターが上記②～④に違反したことにより、損害を被った場合においては、当該モニターに対して直接その旨を通知するとともに、その結果、紛争が生じた場合には、自己の責任と費用をもって処理解決すること。
- ⑥ 上記②～④に違反したことにより、国に損害を与えた場合には、自己の責任と費用をもって損害を賠償すること。

2. 上記1に違反した場合及びその他の事由により、モニターとして引き続き委嘱することが適当でないと認めた場合は、委嘱を取り消されることがあります。